



障害者差別のない**共生社会**づくりの **実現**を目指して

滋賀県では、障害のある人も、ない人もお互いに
その人らしさを認め合いながら共に生きる社会を（共生社会）の実現を
目指して条例が制定され、施行されています。

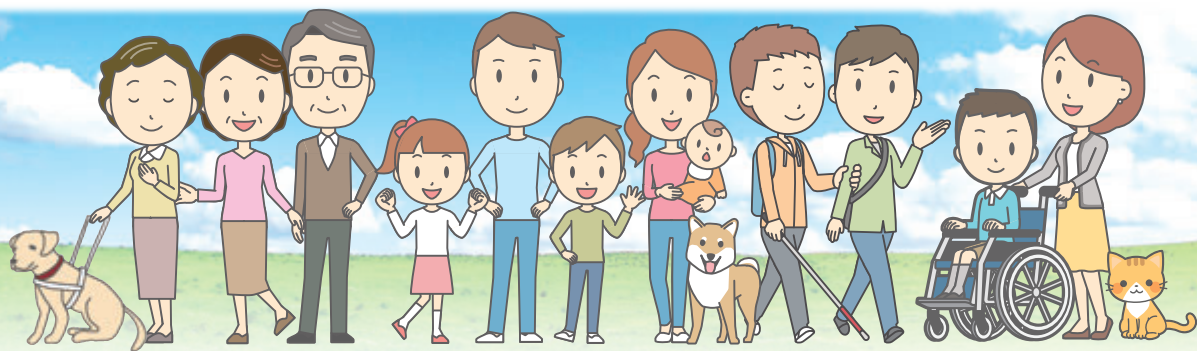
大切にしたい

絆

きずな

（滋賀県HP 障害福祉：
条例パンフレットより抜粋）

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を築いていきましょう。



障害の社会モデル

障害のある人が、日常生活や社会生活において受ける制限は、
心身の機能障害で生じるものではなく、
社会の中にあるバリア（社会的障壁）によって生じるという考えです。

例えば、車いすを使用している人が、
段差を上がれないのは、身体に障害が
あるからではなく、建物の状況（社会の
中にあるバリア）に原因がある考えです。



この場合、スロープやエレベーター
を設置することで段差を上がれない
という障害は、なくなります。



こうした社会の中にあるバリアを社会全体で取り除いていきましょう。

（裏面もご覧下さい）

障害を理由とする差別

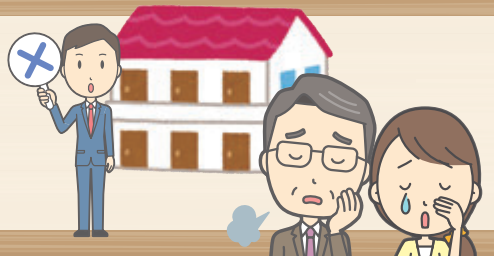


正当な理由なく、**障害を理由としてサービスの提供を拒否したり制限したり、条件を付けたり**することを、**条例は禁止**しています。

具体例

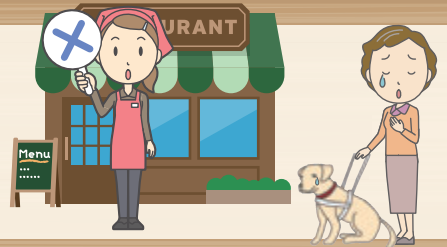
01

アパートを借りるときに障害があることを伝えたと、それを理由に貸してくれなかった。



02

盲導犬と一緒に飲食店に入ろうとしたら、入店を断られた。



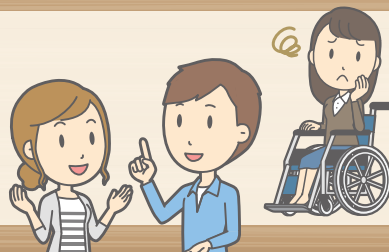
03

障害のある人は保護者や介助者が一緒にでないと、窓口対応しないと言われた。



04

本人を無視して保護者や介助者だけに話しかけた。



新型コロナウイルス感染予防に心がけましょう！

- ◆**三つの密を避ける**…… ①密閉：換気のわるい密閉された空間
②密集：多くの人が集まっているところ
③密接：お互いに手の届く距離での会話等



- ◆**マスクの着用** …… 他人に感染させないようにマスクを着用しましょう。

- ◆**手洗い・消毒の励行** … 外出から帰宅時、手洗い・消毒の励行。

